

県南広域振興局長告示第8号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、夏川沿岸土地改良区（一関市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成26年1月24日

県南広域振興局長 遠藤達雄

理事

小野寺達郎 一関市花泉町涌津字台86番地